

第56回大阪市消費者保護審議会 会議要旨

1 日 時 平成30年10月11日（木） 午前10時00分～午前12時00分

2 場 所 大阪市役所 P 1 階 共通会議室

3 出席者 (委員)

足立委員、飯田委員、石川委員、糸島委員、井上委員、大成委員、河南委員、木全委員、久保委員、黒木委員、古株委員、武田委員、出相委員、畑委員、松井委員、水上委員、山口委員、湯谷委員

(本市)

馬場区政支援室長

東中地域安全担当部長

谷消費者センター所長

津村消費者センター副所長

川上消費者センター副所長

前川消費者センター担当係長

4 傍聴者 1名

5 議 題

(1) 審議会会長等の選出について

(2) 苦情処理部会の部会委員等の選出について

(3) 高齢者及び若年者の消費生活の安全のための取組（平成30年度運営方針）について

(4) 専門部会の設置及び部会委員等の選出について

(5) その他

6 議事要旨

(1) 審議会会長等の選出について

久保委員が会長に選出され、武田委員が会長代理として久保会長から指名された。

(2) 苦情処理部会の部会委員等の選出について

苦情処理部会委員として足立委員、石川委員、糸島委員、大成委員、黒木委員、河南委員、久保委員、古株委員、武田委員が指名された。

久保会長から部会長として武田委員が指名され、武田部会長から部会長代理として久保委員

が指名された。

(3) 高齢者及び若年者の消費生活の安全のための取組（平成30年度運営方針）について

平成29・30年度に実施している消費者センターの啓発事業や消費生活相談事業をはじめとする各種事業と、平成30年度市民局運営方針に基づき、高齢者及び若年者の消費生活野の安心の確保の状況分析や、消費者センターの有用性の認知度の向上に向けた取組等について事務局から説明を行い、各委員から質問や意見があった。

(4) 専門部会の設置及び部会委員等の選出について

久保会長から、議論をさらに深めるために、前任期と同様に専門部会を設置し専門分野の委員を中心に議論を進める、との提案があり、承認された。あわせて、消費者教育部会については、消費者教育の推進に関する法律における消費者教育推進協議会としての位置づけがなされた。

消費者教育部会員として、家本委員、木全委員、出相委員、畑委員、松井委員が指名され、久保会長から部会長として出相委員が指名された。

地域安全確保部会員として、井上委員、堀野委員、水上委員、山口委員、湯谷委員が指名され、部会長として水上委員が指名された。

(5) その他

平成30年3月29日に大阪市消費者保護審議会より「大阪市消費者保護条例第18条第1項の規定に基づく不当な取引行為の指定等について（答申）」を受けて、同年10月5日に告示の改正に至った経過と、今後の運用方針等について事務局より説明があった。

7 会議資料

- ・【資料1】消費者センター事業について
- ・【資料2】平成30年度運営方針（経営課題3）高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保のための取組（平成30年度運営方針）について
- ・【資料3】消費者教育推進地域協議会について
- ・【資料4】消費者保護条例に基づく不当な取引行為の指定 新旧対照